

福岡市 立地交付金制度のご案内

物流関連業・製造業向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

【重点地域の場合】

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備取得額の**10%** 上限額**30億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備取得額の**2.5%** 上限額**2億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

【重点地域の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の**1/4**を1年間 上限額**2億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の**1/6**を1年間

上限額**1億5,000万円**

※建物及び機械設備

・所有型:事業所の用に供するもので、所得税法施行令に定める建物(物流施設又は工場若しくは前施設の運営に必要な附帯施設)及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具に分類される資産

・賃借型:事業所の用に供する建物(物流施設又は工場若しくは前施設の運営に必要な附帯施設)、パソコン・サーバー・複写機等の事務機器、事業用設備など

※重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート

※賃借月額は1,000円/m²を限度とする。

対象分野

●物流関連業(貨物の運送業、倉庫業及びこれらに付随する事業)

●都市型工業(食料品製造業や印刷業などの製造業)

※上記の分野のうち、交付金の適用となる主要事業は裏面に掲載しています。

対象者

◇アイランドシティ、香椎パークポート及び流通業務地区において物流関連業を新たに行う場合、移転して行う場合

◇福岡市内で新たに都市型工業を新たに行う場合、移転して行う場合

※流通業務地区:流通業務市街地の整備に関する法律で定められた地区(東区多の津流通センター)

面積要件

★重点地域:延床面積**1,000 m²超**

★重点地域以外の市内 :延床面積**2,000 m²超**

※立地形態別の面積要件に差はありません。

※市内の中小企業者が重点地域に立地する場合は、面積要件はありません。

対象となる分野・主な事業

●物流関連業(貨物の運送業, 倉庫業及びこれらに付随する事業)

主な事業：荷捌き, 保管及び流通加工を行う事業

●都市型工業(食料品製造業や印刷業などの製造業)

主な事業：市内の工業系地域(準工業地域, 工業地域, 工業専用地域)における食料品製造業, 印刷関連業, その他都市において需要がある製品の製造又は加工を行う業務

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには, 事前の事業認定を受ける必要があります。事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので, 必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には, 以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては, 必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあっては1年以内)に操業開始すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局 企業誘致課 TEL 092-711-4849

東京事務所 TEL 03-3261-9712